

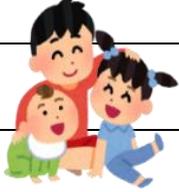
香南市から転出するときに必要なお手続きについて

香南市から転出するときに一般的に必要なお手続きの一覧です。該当するお手続きをお願いします。なお、別世帯の方などがお手続きする場合は、委任状の提出が必要な場合がありますので、事前に担当課までお問合せください。



※本人確認書類 1点の場合・・・官公署の発行した顔写真入りのもの（運転免許証等） 2点の場合・・・健康保険証、診察券、社員証、学生証等
 ※同一住所でも住民票上の世帯を分けている場合は「別世帯」となります。
 ※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用できませんのでご注意ください。

項目	担当課 (0887)	支所で可能な 手続き	お手続きの内容	持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要)	委任状
<input type="checkbox"/> 転出届	市民保険課 (1階) 57-8506	○	引っ越しの前後に届出が必要です。 ★転出証明書を発行しますので、転入先の市区町村に持参してください。		本人・世帯主以外の場合は必要
<input type="checkbox"/> 印鑑登録		○	転出すると香南市での印鑑登録が抹消されますので、印鑑登録証を返還してください。印鑑登録を希望する場合は、転入先の市区町村でお手続きが必要です。	印鑑登録証	不要
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード		/	マイナンバーカードをお持ちの場合は、転入先の市区町村でお手続きが必要です。転出先の市区町村でのお手続きにはマイナンバーカードと暗証番号が必要です。 ★紛失した場合は、転入先の市区町村でお手続き（再交付等）ができます。	暗証番号が不明な場合は、転入先の市区町村でご相談ください。	/
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療		○	後期高齢者医療制度に加入している場合は、お手続きが必要です。 ★県外に転出する場合は、負担区分等証明書等を交付しますので、転入先の市区町村に持参してください。 ★特定疾病療養受療証をお持ちの方は転入する市区町村に持参してください。 ★転出日以降に香南市発行の被保険者証を使用して病院を受診した場合は、医療費の返還を求める場合があります。	①被保険者の口座が分かるもの ②後期高齢者医療被保険者証 ③限度額適用・標準負担額減額認定証（該当する場合のみ） ④特定疾病療養受療証（該当する場合のみ）	不要
<input type="checkbox"/> 国民健康保険		○	国保に加入している場合は、お手続きが必要です。 ★該当する方は、特定疾病療養受療証を転入先の市区町村に持参してください。 ★転出日以降に香南市発行の被保険者証を使用しての病院受診や、特定健診受診券を使用して健診を受診された場合は、医療費や健診費用の返還を求める場合があります。	①国民健康保険被保険者証 ②高齢受給者証（該当する場合のみ） ③特定疾病療養受療証（該当する場合のみ） ④限度額適用・標準負担額減額認定証（該当する場合のみ）	不要
<input type="checkbox"/> 国民年金		/	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている場合は、原則として、住所変更のお手続きは不要です。		/
<input type="checkbox"/> 児童手当		○	受給者または児童が転出する場合は、お手続きが必要です。 ★原則として申請月の翌月から支給されますが、月末に近い転出の場合は転出予定日の翌日から15日以内に申請すると翌月から支給されます。 ★受給者が転出する場合は「児童手当受給者の転出について」または「児童手当連絡票」をお渡ししますので、転入先の市区町村にご持参ください。		別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 乳幼児医療費助成		○	乳幼児医療費の助成を受けている場合は、お手続きが必要です。 ★転出予定日以降に香南市発行の受給者証を使用して病院を受診した場合は、医療費の返還を求める場合があります。	乳幼児医療費受給者証	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 未熟児養育医療費助成		×	未熟児養育医療費の助成を受けている場合は、お手続きが必要です。 ★「乳幼児医療費助成」のお手続きも別途必要です。転入先の市区町村で引き続き養育医療を受ける場合は、窓口で申し出てください。	養育医療券	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成		○	ひとり親家庭等医療費の助成を受けている場合は、お手続きが必要です。 ★転出予定日の属する月の翌日以降に香南市発行の受給者証を使用して病院を受診した場合は、医療費の返還を求める場合があります。	ひとり親家庭医療費受給者証 ★有効期限を転出予定日の月末までに訂正します。	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	×	児童扶養手当を受給している場合は、お手続きが必要です。	児童扶養手当証書 裏面もあります	受給者以外のお手続き不可	

項目	担当課 (0887)	支所で可能な 手続き	お手続きの内容	持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要)	委任状
<input type="checkbox"/> 原付バイク <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 軽四自動車 <input type="checkbox"/> 二輪車	税務収納課 (1階) 57-8504	○	標識(ナンバープレート)の返納手続きが必要です。新たに転入先の市区町村で車両の登録手続きを行ってください。 軽四自動車は軽自動車検査協会高知事務所(050-3816-3125)、二輪車は高知運輸支局(050-5540-2077)で住所変更のお手続きが必要です。	①ナンバープレート ②車台番号、車名、排気量がわかるもの	
<input type="checkbox"/> 上下水道	上下水道課 (5階) 57-8512	○	事前に担当課までご相談ください。	申請者の認印	不要
<input type="checkbox"/> 介護保険	高齢者介護課 (1階) 57-8510	○	64歳以下で要介護認定を受けていた場合または65歳以上の場合は、お手続きが必要です。 ★必要に応じて受給資格証明書を交付しますので、転入先の市区町村に持参してください。	①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証 ③介護保険負担限度額認定証 ④転出者の口座番号(介護保険料を還付します)	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 市営住宅	住宅政策課 (4階) 57-7536	○	市営住宅を退居される場合は、お手続きが必要です。事前に担当課までお問合せください。 ★一部の世帯員が転出する場合もお手続きが必要です。	事前に担当課までご連絡ください。	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 犬の登録	環境対策課 (2階) 57-8508		転出後も引き続いて犬を飼う場合は、転入先の市区町村でお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	福祉事務所 (2階) 57-8509		特別児童扶養手当を受給している場合は、転入先の市区町村でお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 福祉手当		×	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受給している場合は、未払手当を請求するお手続きが必要です。	代理人が届け出る場合は申請者の認印	不要
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者等 医療費助成			重度心身障害者等で、医療費の助成を受けている場合は、転入先の市町村でお手続きが必要です。	障害者医療費受給者証(返却)	
<input type="checkbox"/> 自立支援医療			自立支援医療費(精神通院医療、更生医療、育成医療)の支給認定を受けている場合は、転入先の市町村でお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳			各種手帳をお持ちの場合は、転入先の市区町村でお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス		×	福祉サービス受給者証をお持ちの場合は、お手続きが必要です。 ★必要に応じて障害支援区分認定証明書を交付しますので、転入先の市区町村に持参してください。	福祉サービス受給者証	不要
<input type="checkbox"/> 生活保護	×	生活保護を受給している場合は、事前に担当課までご連絡ください。	事前に担当課までご連絡ください。	別世帯の場合は必要	
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査等	健康対策課 (2階) 50-3011		妊婦健康診査等受診票の交付を受けている場合は、転入先の市区町村でお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 子どもの健診 <input type="checkbox"/> 予防接種			お子さんがいる場合は、転入先の市区町村でのお手続きが必要です		
<input type="checkbox"/> 子ども・子育て 支援新制度	こども課 (6階) 50-3021	×	原則として、施設を退園するお手続きが必要です。転入先でも施設を利用する場合は、転入先の市区町村で支給認定を受けてください。		不要
<input type="checkbox"/> 小学校・中学校	学校教育課 (6階) 50-3019	×	お子さんが通っている香南市の学校で転校のお手続きと、転入先の市区町村でお手続きが必要です。転出時及び香南市に区域外通学を希望される場合は、事前に担当課までご連絡ください。 ★転校用在学証明書及び教科書給与証明書を学校で交付します。転入先の学校にご持参ください。 ★就学援助を希望する場合は、転入先の教育委員会又は学校にお問合せください。		不要